

防災備品等管理規約（案）

（目的）

第1条 この規約は、前沢四丁目自治会（以下「当会」という）が保有する防災備品等（以下「備品」という）の管理について定めることを目的とする。

（管理責任者）

第2条 備品の管理責任者は、当会会長とし、会長は会長不在の場合に備え、副責任者を指定することができる。

（備品）

第3条 本規約で管理する備品は、備品台帳に登録したものとする。

（1）備品を購入したときは、備品台帳に登録しなければならない。ただし、ここでいう備品とは、耐用年数が1年以上でのもので繰り返し使用できるものとする。

（2）備品を廃棄した場合は、備品台帳に廃棄日を記録し、役員会に報告しなければならない。

（保管場所）

第4条 備品は、前沢四丁目自治会防災備蓄倉庫（東久留米市前沢 4-17 つばき公園内）に保管する。ただし、管理上やむを得ない備品は会長または他の当会役員の自宅に保管することができる。

（使用の手続き）

第5条 備品を使用する者は、管理責任者の許可を得なければならない。

（使用の順守事項）

第6条 備品の使用者は次に掲げる事項を順守しなければならない。

（1）備品の取扱いは丁寧に行い、使用者は清掃および保管を確実に行うこと。

（2）備品を破損し、または滅失した時は、速やかに管理責任者に届け出て、その指示に従うこと。

（備品の貸出）

第7条 別表に定める備品は期限を定めて自治会員に貸し出すことができる。貸し出しは貸出台帳に備品名、貸出日・返却日、氏名を記して管理しなければならない、

（棚卸）

第8条 管理責任者は各年度末に備品の棚卸を行い、備品の状況（継続使用可、要修理、要廃棄等）を確認し、必要な措置を講じるとともに、当会の会計担当者に報告しなければならない。

（その他）

第9条 この規約に定めるもののほか、備品の管理および運営に関して必要な事項は当会の役員会において定める。

（改廃）

第10条 この規約の改廃は、当会の役員会の承認を得なければならない。

附則 この規約は 2022 年 4 月 17 日から施行する。

別表

貸出備品

品 名	数 量
車椅子	2
折り畳み担架	1
リヤカー	1
台車	1
はしご兼用脚立	1
ポータブル電源	1
雪かき用スコップ	2